

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、総合支援資金の再貸付の申請ができなかった世帯

※令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する場合は下記も含みます

- ・緊急小口資金および総合支援資金（初回）を借り終わった世帯/令和4年12月までに借り終わる世帯（再貸付を申請中・利用中の場合を除く）

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■【収入要件】世帯収入合計額が、基準額以下であること

世帯人数	収入基準額
1人	112,800円
2人	161,000円
3人	198,000円
4人	235,000円

※5人以上世帯はお問い合わせください。

■【資産要件】世帯資産（預貯金）合計額が基準額以下であること

世帯人数	所有資産額
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

■今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・ハローワーク等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

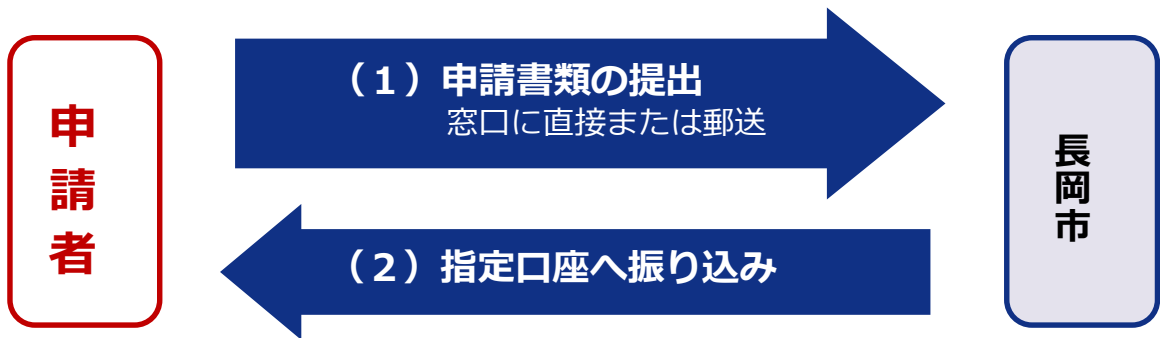
申請期間は令和4年12月31日（土）です。

※窓口申請は予約制です。

- ▶ 支援金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 原則、電話予約後、**窓口**へおいでください。**郵送申請も可能です。**
- ▶ 支援金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

※**12月29日（木）から12月31日（土）の申請については、必ず事前にお電話にてお問い合わせください。**（郵送申請の場合も含みます。）

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

【電話予約・申請について】

長岡市役所生活支援課

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」担当

0258-39-7574 [受付時間] 平日8:30~17:15

【制度について】

厚生労働省コールセンター

0120-46-8030 [受付時間] 平日9:00~17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請手続きを動画で解説しています。

申請に必要な書類の詳しい情報もご確認いただけます。

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



！ 「**新型コロナ生活困窮者自立支援金**」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。